

広島県がん対策推進条例施行規則

平成27年3月16日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島県がん対策推進条例（平成27年広島県条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第26条第1項の規則で定める公道)

第2条 条例第26条第1項の規則で定める公道は、条例別表一の項及び同表二の項に掲げる施設の敷地から7メートル以内の公道とする。

(条例第26条第1項ただし書の規則で定める基準)

第3条 条例第26条第1項ただし書の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 子供の通行又は利用が少ない場所に設置されたものであること。
- (2) つい立てや植木等で囲うなど、子供の受動喫煙を防止するための措置が講じられたものであること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。